

民間船舶の運航・管理事業（貨物船等）

事業者選定基準

防衛省

第1 事業者選定基準の位置付け

本事業者選定基準は、防衛省が本事業における落札者を決定するに当たり、最も優れた提案者を選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、入札説明書と一体のものである。

第2 評価の対象

本事業者選定に当たっての評価の対象は、入札された本事業に関して、**別紙第1及び別紙第2**の大項目に示す事項に係る提案及び入札価格とする。

第3 事業者選定の方法

1. 選定方法の概要

事業者には、PFI事業並びに船舶調達、船舶維持管理、船員雇用・養成、船舶運航等に係る専門的な知識やノウハウが求められるため、落札者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて選定する総合評価落札方式を採用する。

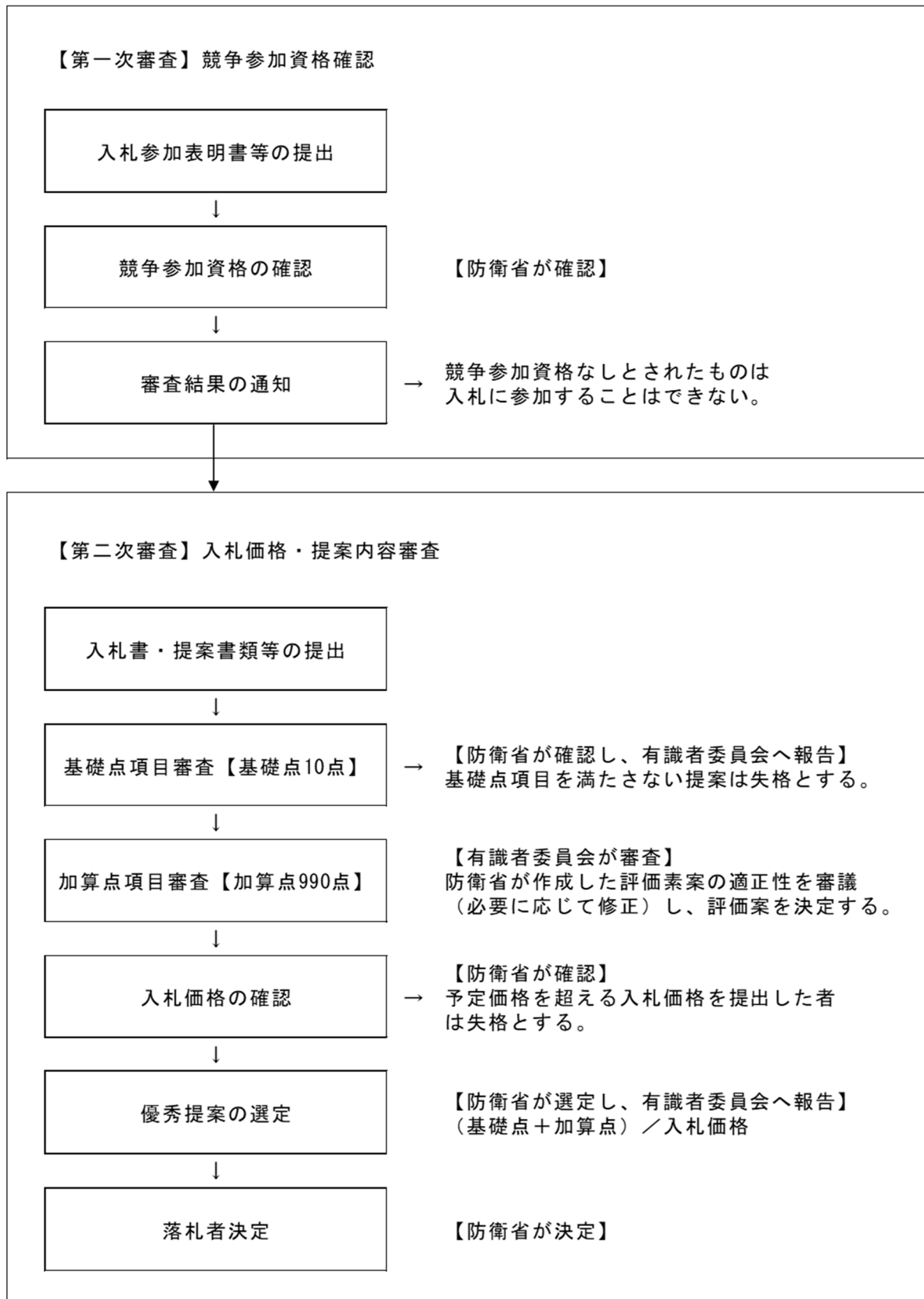
審査は、応募者の資格及び実績の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の提案内容を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。第一次審査は、第二次審査に必要な資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響を与えるものではない。

2. 事業者選定の体制

防衛省は、第二次審査の実施に当たり、専門的見地からの意見を参考とするために、有識者等委員会から各入札参加者の提案に対する調査審議の結果を受けて、落札者を決定する。

第4 審査の手順

審査手順を以下に示す。



第5 第一次審査

応募者が本事業に携わる者として適正な資格と能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

第一次審査の手順は以下のとおり。

1. 資格審査

応募者が入札説明書に示す資格要件を満たしているか否かの審査を行う。

2. 実績等審査

応募者が入札説明書に示す実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

第6 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の事業提案内容等を審査する。

1. 第二次審査の手順及び方法

(1) 事業提案内容の審査

入札参加者からの事業提案書類に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。

なお、事業提案に、審査項目以外の提案が記載されていた場合、当該箇所は審査対象としない。

ア 基礎点項目審査

事業提案が業務要求水準書に定める基礎点項目の要求水準を全て充足しているかを審査する。全ての要求水準が充足されている場合は合格とし、要求水準が一項目でも充足しない場合は不合格とする。基礎点項目は**別紙第1**に示すとおりとし、合格者には基礎点 10 点を付与する。

イ 加算点項目審査

事業提案が基礎点項目の要求水準を充足した上で、更に防衛省が特に重視する項目（加算点項目）の要求水準について、優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で 990 点満点とする。

(ア) 防衛省による評価素案の作成

防衛省は、**別紙第2**に示す審査の基準に基づいて優れた提案がされているかを分析し、各事業提案の評価を行った上で、評価素案を作成し、有識者等委員会に提出する。

(イ) 有識者等委員会による審議及び審査結果案の作成

有識者等委員会は、(ア)による評価素案の適正性を審議し、必要に応じて修正し、審査結果案を作成して防衛省に提出する。なお、有識者等委員会は、事業提案の加算項目について優れた点を認め難いものである場合、改善が望まれる点等について指摘し、又は意見を付すことがある。

(ウ) 防衛省による審査結果の決定・加算点付与

防衛省は、有識者等委員会の審査結果案をもとに、最終的な加算点を決定し、アにより付与された基礎点に加算点を付加する。

(2) 入札価格の確認（開札）

入札参加者の入札価格が、防衛省の設定する予定価格の範囲内か否かを確認する。入札書に不

備がある場合は、当該入札は無効とし、次号の総合評価は行わない。

なお、予定価格を超えている場合は、原則として同日に再度入札を行い、すべての入札参加者が辞退した場合は、再度公告する。

(3) 総合評価

ア 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者それぞれについて、(1)の事業提案内容の審査結果及び前号の入札価格をもとに総合評価を行い、落札者を決定する。

なお、総合評価値の最も高い者を落札者とし、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

イ 評価内容の公表

防衛省は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に加算項目について評価した内容を含め、事業提案に関する評価内容を公表する。

2. 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。提示を求める図面又はイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性、実現性及び各記載事項の矛盾の有無を判断並びに確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容を優先するものとする。

(2) 基礎点項目審査

事業提案の内容が、要求水準を全て充足するか否かを審査する。

事業提案は、防衛省が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的に記載することが求められる。防衛省は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法及び内容であると判断できる場合に、これを充足するものとして判断する。基礎点項目は、**別紙第1**に示すとおりとする。

(3) 加算点項目審査

加算点項目審査では、事業提案が基礎点項目の要求水準を充足した上で、**別紙第2**に示す加算点項目について優れた内容であるか否かの審査を行う。評価基準は加算点項目ごとに設定され、各加算点項目に配点が付される。

なお、審査に当たっては、各項目に設定している評価の基準に基づき採点する。

3. 事業提案の位置付け

落札者の提示した事業提案は、事業契約にその内容が反映されるものであり、事業者は、これを履行しなければならない。ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問、指摘又は意見への回答も同様とする。

加算項目において、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加算項目の評価基準に合致すると判断され加算点が付与された場合は、防衛省及び落札者の協議により実施方法を明確化し、これを契約締結時の要求水準とする。

第7 総合評価

1. 総合評価の手順

事業提案の審査結果及び入札価格に基づき、総合評価値を算定して入札参加者の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

2. 総合評価の計算方法

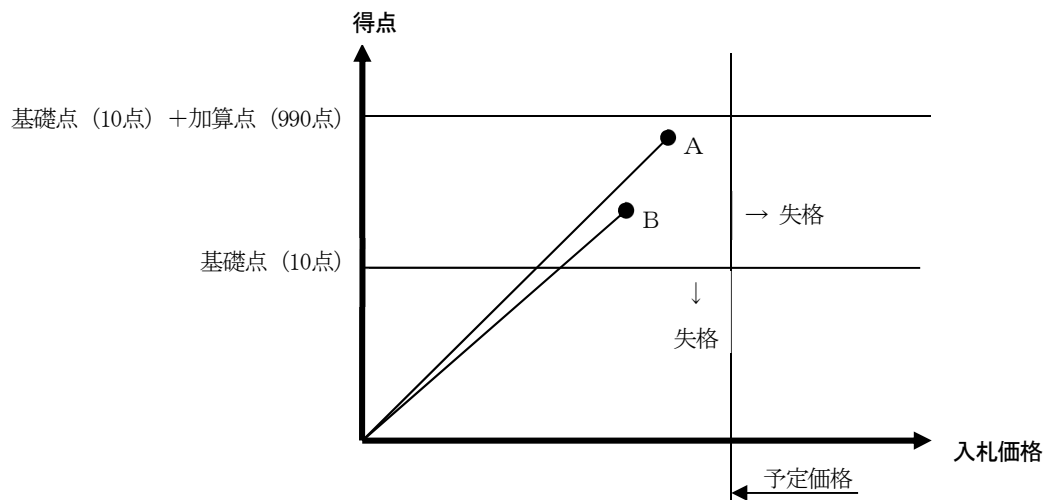
提案内容の審査結果を入札価格で除算し、総合評価値を算定する。

計算方法： 総合評価値 = 事業提案審査の得点 ÷ 入札価格

(事業提案審査の得点 = 基礎点 + 加算点)

(基礎点 + 加算点の最高点 = 10点 + 990点)

3. 総合評価の模式図 (イメージ)



入札参加者の提案する入札価格と価格以外の評価に基づく得点を図示すると上図のようになり、勾配の大きい者が高順位となる。

上図の例では、「A」が「B」より高い総合評価値を得る。

基礎点項目審査の評価基準と配点

大項目	中項目	小項目	評価の基準	
1 全般管理業務	本事業スケジュール	—	本事業船舶を令和 8 年 1 2 月 3 1 日までに調達し、令和 9 年 1 月 1 日から事業期間終了まで運航する計画になっているか。	
	民間収益事業	—	事業者は、防衛省の輸送所要に係る運航に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、民間収益事業を行う計画になっているか。	
	全般管理業務	—	事業者は、自らの経営管理及び業務実施企業の業務管理、防衛省との間の連絡調整その他本事業の全般的な管理に必要な業務を行う計画になっているか。	
	業務の概要	—	本事業全体で統一性を図るための総合的な管理や、緊急時や防衛出動等の事態に対して、S P C 全体で機動的な対処を可能とするため、本事業に関する業務の統括機能を十分に発揮される計画となっているか。	
	業務の実施方針及び要求水準	総括代理人		事業者は、総括代理人及び総括代理人直属のスタッフが配置される計画になっているか。
		リスク分担		事業者内又は業務実施企業間の意見調整を適切に行い、常に業務実施企業間の責任及びリスク分担を明確化し、事業者としての統一的な方針の下に事業を遂行する計画になっているか。
		船舶運航企業の連携		本事業船舶別に船舶運航企業が複数社に分かれる場合、事業者は自らが主導的な役割を果たし、日ごろから両社を密に連携させる計画になっているか。
	実施方針	事業収支計画及び財務状況等		本事業にかかる資金を確実に確保するため、金融機関やスポンサー等との折衝・調整を計画的に実施するとともに、事業収支計画や財務状況等を適切に管理する計画になっているか。
事業者の株主			事業者の株主は日本国法人である計画になっているか。	
事業者の株主構成			代表企業及び構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有しており、かつ、代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならない計画になっているか。	

別紙第1 (2/5)

大項目	中項目	小項目	評価の基準
2 船舶調達業務	業務の前提条件	本事業船舶の調達	本事業船舶の調達隻数が4隻であり、運航開始日以降から事業終了時まで本事業船舶の所有権を事業者が有する計画となっているか。
		主要スケジュール	各種検査の受検、許認可の取得、防衛省との協議、防衛省への確認など、工事完了までの主要スケジュールが示されているか。
		船舶機能	本事業の事業期間に亘って、要求水準で定めた運航に耐えうる船舶を調達し、新規船舶への更新が実施されない計画となっているか。
		船舶調達計画	中古船舶を調達する場合、中古船舶を現に保有し、自ら管理・運航している者又は定期傭船等の形態により実質的に管理・運航している者をして、改造を実施する計画となっているか。
		改造等の事業場所	本事業船舶の改造等の事業場所は、日本国内の造船会社の工場となっているか。
		調達船舶の仕様	本事業船舶の仕様は、船舶安全法に定める第2種船又は第4種船として、近海区域での内航が前提となっているか。(改造後に近海区域での運航が可能となる仕様も含む)
		性能等の要求水準 (危険物積載)	危規則等に従った積載方法、隔離方法、防火構造、消防設備等を達成する上で必要な構造・設備を確保する計画となっているか。
	業務の実施方法及び要求水準	性能等の要求水準	危険物積載に関することを除いて、本水準第2 第1項(3)ア(ウ)に掲げる性能等の要求水準が未達成とならない船舶仕様となっているか。

別紙第1 (4/5)

大項目	中項目	小項目	評価の基準
4 船員雇用・養成業務	業務の前提条件	海技資格 日本国籍 運航従事計画 予備自衛官の希望確認 海技士資格取得支援 教育訓練 就業規則 労務管理	<p>本事業船舶の運航開始前までに、法令上求められる海技資格を有する船員を確保する計画となっているか。</p> <p>本事業船員は日本国籍を有する者を雇用する計画になっているか。</p> <p>予備自衛官等である本事業船員については、本事業船舶の運航に従事できる計画となっているか。</p> <p>予備自衛官の希望を確認の上で雇用し、希望しないで本事業船舶の船員となった者についてその希望を尊重する条件を逸脱しない計画となっているか。</p> <p>本事業船員に対して本事業船舶の運航にあたって法令上求められる海技資格の取得支援及びOJTによる技術取得支援を行う計画となっているか。</p> <p>本事業船員でない自衛官及び予備自衛官に対する教育訓練の実施について考慮されているか。</p> <p>本事業船員の就業規則を策定し、本事業船員に対する就業規則の遵守を図ることが計画されているか。</p> <p>本事業船員に対する労務管理全般が事業者により行われる計画となっているか。</p>

加算点項目審査の評価基準と配点

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点 (点)
A 全般管理業務	全体の業務実施体制		<p>①本事業を実施するSPC、代表企業、構成員、協力企業、金融機関並びにその他参加企業についての役割及び責任関係を示し、SPCを事業主体として本事業が安定的かつ確実に履行される事業スキーム(SPCと代表企業、構成員、協力企業、金融機関並びにその他参加企業との主要な契約の内容を含む)になっていることが示されているか。</p> <p>②船舶調達業務、船舶維持管理業務、船員雇用・養成業務、船舶運航業務、全般管理業務等の各業務を行う代表企業、構成員、協力企業及びその他参加企業の名称、役割分担が示されているか。</p> <p>③バックアップサービス等の提案がある場合で、金融機関等から関心表明書等を受領している場合は、別途添付されているか。</p> <p>④代表企業、構成員、協力企業について親会社、子会社・関連会社があればその名称・株式保有比率が示されているか。</p>	20
	SPCの経営体制及び出資構成		<p>①SPCの経営に関する体制・方針(会社の形態等も含む)、会社における方針・意思決定の過程が示されているか。</p> <p>②本事業におけるSPCの業務管理体制(組織・指揮命令系統・責任の所在等)が具体的に示されているか。</p> <p>③各構成員のSPCへの出資の考え方、出資条件等を記載するとともに、その確実性について具体的に示されているか。</p> <p>④全ての株主名及び株主構成(出資比率)が示されているか。</p>	20
	プロジェクトマネジメント		<p>①事業者や代表企業の下、4隻の本事業船舶の運航企業を連携させ、本事業全体で統一性を図るための総合的なプロジェクトマネジメント方針及び緊急時や防衛出動等の事態に対して、SPC全体で機動的に対処するための具体的なマネジメント方策が示されているか。</p> <p>②プロジェクトマネジメントに関する代表企業以外の役割分担、実施体制の確立についての具体的な方策が示されているか。</p> <p>③落札者決定からの事業実施に向けた各種契約等の締結、SPC設立までに関する工程及び計画が示されているか。</p> <p>④防衛省の業績監視に対する事業者側における対応の考え方(管理体制、セルフモニタリングの考え方、非常時や改善勧告時等の復旧体制等)あわせて、上記の点に配慮しながら、事業全体を円滑に進めるための留意事項、留意事項に対する提案、これを実現するために必要な体制等を記載するなどのプロジェクトマネジメント及びモニタリング方策が示されているか。</p>	20
	リスク管理		<p>①本事業に係る特徴的なリスク(特に、本事業船舶の運航時におけるリスクの他、緊急時・防衛出動等に関連するリスク)に対する基本的な対処方針を示し、事業者としてのリスク分担の考え方が示されているか。</p> <p>②提案内容に則し、保険アドバイザー等による事業評価書、保険設計書案、バックアップサービスの関心表明書等を有する場合は、本様式以外の資料として添付されているか。</p> <p>③本事業に関し、発注者側が負担するリスクで、それに対する費用増加抑制方策を講じているものがあれば、その具体的な方策及び効果が示されているか。</p> <p>④SPCで作成予定の各種マニュアル(リスク管理対応、危機管理対応、事前予防など)があれば具体的な概要及び運用方針が示されているか。</p>	20
	事業収支・資金調達計画		<p>①SPCの資金計画(利率・借入先・資金割合なども可能な限り明示)・財務計画上の基本的な考え方が示されているか。また、事業収支計画について、本様式とは別に様式A-5添付②に示されているか。</p> <p>②調達利息の料率の構成要素及び調達期間中の金利上昇リスクの回避等の考え方及び方策が示されているか。</p> <p>③本事業における資金調達の考え方、資金調達条件(構成・条件等)及び債務償還の条件、計画を記載するとともに、その確実性や安定性が示されているか。また、資金調達計画については、本様式とは別に様式A-5添付④に示されているか。</p> <p>④融資関心表明書、劣後融資確約書等を有する場合は、別途資料を添付して示されているか。</p>	20
				100

別紙第2 (2/6)

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点(点)	
B 船舶調達業務	船舶調達・改造仕様書/主要目表及び一般配置図	★	<p>①新造船の場合、本事業船舶の性能を示し、中古船舶の場合、中古船舶の確保計画、調達予定船舶を特定したうえで改造性能・仕様項目が示されているか。 ②当該船舶（中古船舶の場合は改造前）の主要目表及び一般配置図を別途添付（様式は任意）されているか。 ③改造内容については、船舶安全法を踏まえて、要求水準の性能を達成できるよう、改造図を含めわかりやすく示されているか。 ④危険物や各種車両などの運搬を想定した要求性能を満たす改造等仕様を明確にし、要求水準での仕様との比較表を示しているか。その上で、防衛省の危険物の輸送に適切に対応できる性能となっていることが示されているか。</p>	40	
	調達・改造費の見積	★	<p>①新造船にあたっては新たな船舶調達費用（任意様式に記載）、既存の中古船舶の改造等を行い調達する場合は、中古船舶の調達費及び改造に係る一切の費用の見積額の内訳が示されているか。（見積根拠の説明を任意様式） ②既存の中古船舶を活用する場合は、取得価格の合理的な算定根拠を様式以外の別添資料が示されているか。 ③船舶の取得価格（調達費用に改造費用を加算した価格）について示されているか。 ④事業期間終了時までの減価償却表、減価償却方法について示されているか。</p>	40	
	工事体制及び工事スケジュール	★	<p>①造船所における工事監督体制及び造船所の協力を含む事業者（又は船舶調達企業）による工事体制が示されているか。 ②検査・品質管理体制及びこれらを確実に遂行するための具体的な方策・工夫について示されているか。 ③改造等を実施する造船所(工場名)を明確に示し、当該造船所における設計から改造等の実施、引渡し(工事完了)までの主要なスケジュールが示されているか。 ④運航開始の遅延が生じないような工期管理方策・工夫が示されているか。</p>	40	200
	機器・設備・装置設置計画	★	<p>①主要な機器・設備（安全救命設備含む）・装置のリストが示されているか。 ②安全救命設備に関して、要求水準（J G第2種船及び第4種船に必要な安全救命設備等）を超える性能であれば示されているか。 ③車両等の積載に際し、船体強度、トリム計算、復原性計算などが迅速にできるローディングコンピュータが設置されている場合、その内容が示されているか。 ④荒天時の船体動揺を低減する船体動揺低減装置（フィンスタビライザーなど）が設置されていれば、その形式が示されているか。</p>	40	
	船舶機能	★	<p>①弾薬や燃料等、法令上輸送量や輸送方法に制限がある物資の積載量の見積、積載時の船舶機能に関する対策が示されているか。 ②過去の検査・修理の記録（金額も明示）が示されているか。 ③過去にバラストタンク、艙内、甲板主要機器等において大規模な錆打ち・塗装工事が実施されている場合はその記録、さらに衝突事故、腐食衰耗などにより船殻部材の切り替えがなされていれば、その記録が示されているか。 ④有事の際は又は緊急時に必要な備品（法令上備えるべきもの）が確保されているか、具体的に定めていればそのリストが示されているか。</p>	40	

別紙第2 (3/6)

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点 (点)	
C 船舶維持管理業務	船舶維持管理計画		①船舶管理責任者を含む船舶管理体制に関する組織・体制図が示されているか。 ②日常での予防保全策を含む長期維持管理計画(運用開始から10年間の定期検査を含むもの)が示されているか。 ③主要な機器・設備・装置の部品供給体制やメンテナンスに係る具体的な情報が示されているか。 ④慣熟運航の実施頻度・運航場所・訓練内容・経費見積等、慣熟運航の実施計画が示されているか。	20	
	船舶不具合時のバックアップ体制等		①船舶の不具合発生等、緊急事態が生じた場合の対処方針が示されているか。 ②船舶の不具合発生等、緊急事態が生じた場合のバックアップ方針等が示されているか。 ③上記発生時、SPCと防衛省の連絡体制について迅速な意思疎通を図るための具体的な方策や工夫が示されているか。 ④事業期間にわたり船舶の安全運航を確保するための具体的な方策・工夫について示されているか。	20	
	係留施設計画		①計画する係留施設の場所を明示するとともに、事業期間に亘る長期的な確保計画の考え方が示されているか。(既に確保された係留施設がある場合は、現在の係留施設との契約条件等が具体的に示されているか。) ②係留施設における係船時の保安警備体制が示されているか。 ③係留施設またはその近辺において、専属の保安警備要員を常駐化する等の対策が検討されている内容が示されているか。 ④待機態勢から離岸までの移行に必要な作業内容や作業時間の目安が示されているか。	20	100
	係留施設のバックアップ体制		①防災対策の観点から、災害発生時等における係留施設のバックアップ体制が示されているか。 ②係留中災害発生時の緊急離陸、運航のための緊急計画が示されているか。 ③緊急時及び災害発生時における待機態勢から出港までの計画が示されているか。 ④待機態勢から出港までのシミュレーションが緊急時を含めた内容について具体的に示されているか。	20	
	船用品の確保・保管計画		①船用品等の確保・保管を行う実施体制が示されているか。 ②船用品、燃料、潤滑油等の主な調達計画、調達システム、サプライヤーリストが示されているか。 ③計画的に船用品等を確保・保管するための具体的な方策・工夫が示されているか。 ④適切な在庫管理・補充計画が示されているか。	20	

別紙第2 (4/6)

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点(点)	
D 予備自衛官船員等 雇用、養成業務	予備自衛官船員等の募集、雇用計画	★	<p>①本事業船舶の運航に必要な船員雇用計画（雇用人数含む）をポジション、保有資格ごとに示されているか。（法定の配乗人員も示されているか。）</p> <p>②想定している雇用契約の内容・条件・勤務形態、賃金（昇給、航海日当を含む各種手当、賞与、退職手当含む）や福利厚生等に関して、本事業における設定の考え方と具体的な水準が示されているか。</p> <p>③事業開始当初の予備自衛官の数・割合を示し、事業期間を通じての予備自衛官の割合（目標含む）が示されているか。</p> <p>④予備自衛官の雇用方針（具体的な募集方法、訪問先などを示すこと）やリクルーティング活動の実施方法、船員に占める予備自衛官の割合を高めるための工夫が示されているか。</p>	40	
	予備自衛官船員等の養成計画	★	<p>①事業期間にわたる操船技術の熟度・練度を高めるための訓練計画が示されているか。</p> <p>②事業期間にわたるOJT訓練等の実施計画が示されているか。</p> <p>③船員養成計画を踏まえた具体的な資格取得計画（船員に対する資格取得の支援内容等）が示されているか。</p> <p>④現役自衛官（海上自衛隊員）に対する本事業船舶の教育訓練の計画（防衛省の輸送所要時や事業者の慣熟運航等を活用した訓練計画等の方針）が示されているか。</p>	40	
	予備自衛官船員等の教育訓練	★	<p>①予備自衛官船員等について、自衛隊による予備自衛官等の所定の教育訓練で習得した知識や技術の熟度・練度を高めるための教育計画が示されているか。</p> <p>②自衛官未経験者であり予備自衛官等として採用される船員について、予備自衛官等としての資質を養うための教育方法が示されているか。</p> <p>③予備自衛官船員の特性や職務、熟度に応じた教育訓練が示されているか。</p> <p>④教育訓練にあたり、予備自衛官船員等の意向や要望に応じた教育がなされるような方法が示されているか。</p>	40	200
	予備自衛官船員の処遇向上に係る処置	★	<p>①予備自衛官船員を安定的に確保するにあたっての実効性ある処置要領を短期及び中長期計画に区分して示されているか。</p> <p>②予備自衛官船員への応募、登録を促進するための具体的な処置計画（方策）が示されているか。</p> <p>③予備自衛官船員として勤務する上での生活・勤務環境の魅力向上化施策について具体的な提案が示されているか。</p> <p>④予備自衛官船員の給与体系・手当等に関する具体的な提案が示されているか。</p>	40	
	配乗体制	★	<p>①船舶運航時の配乗体制表を示し、各役職の役割も明確に示されているか（一級航海士、二級航海士の役割、配乗にあたり各役職の人員がどの程度必要かなど）。</p> <p>②待機時の船員の勤務計画（陸上で待機している際の業務従事内容や資格取得・訓練計画）・シフト計画が示されているか。</p> <p>③緊急時に小型貨物船等は72時間以内（中型貨物船は8日間以内）に出港できる船員の確保体制（陸上待機船員の移動を含む）及び乗船予定船員が欠員となった場合のバックアップ体制の考え方が示されているか。</p> <p>④船員の労務に係る各種規則遵守の準備状況、労務管理方法が示されているか。</p>	40	

別紙第2 (5/6)

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点 (点)	
E 船舶運航業務	運航準備計画	★	①待機態勢から出港するまでの運航準備業務に必要な人員体制が示されているか。 ②緊急的な輸送にあたり、速やかに出港するための初動計画が示されているか。 ③緊急的な輸送に関する防衛省との協議体制が示されているか。 ④防衛省との円滑な協議体制確保のための具体的な工夫が示されているか。	40	
	自衛隊の輸送ニーズへの確実な措置のための計画	★	①部隊等の積載・積み下ろしに際して円滑かつ安全に実施するための支援計画が示されているか。 ②自衛隊の輸送ニーズに対してできる限り柔軟に対応できる方策（例：迅速な保険付保、港湾管理者等の調整方法、荷役作業等）が示されているか。 ③運航判断要件の成案に向け、事業者の運航可能範囲に関する現時点の考え方が示されているか。 ④危険物輸送を想定した上で、取得すべき許認可を具体的に示し、迅速な許認可取得に向けた計画や計画を実現するための体制が示されているか。	40	
	船舶引渡し（裸用船）に係る計画	★	①防衛出動等で防衛省に裸備船する場合における迅速かつ円滑な船舶引渡しを実施するための計画と業務フローが示されているか。 ②引渡港における港湾管理者等との連絡・協力体制等が示されているか。 ③事業者の支援が可能と判断された場合の防衛省の貨物の積み付け作業等に対する支援計画が示されているか。 ④待機態勢から裸備船の引渡しまで、適切に船舶の性能を維持できる管理体制が示されているか。	40	200
	運航経費に係る積算根拠	★	①運航経費としての計上費目（船員費、燃料費、保険料、港費等）が過不足なく示されているか。 ②輸送役務契約にかかる運航経費の単価見積（運航時の船員に係る手当、燃料費、保険料の単価等）が示されているか。 ③運航経費に関する積算根拠が示されているか。 ④上記を踏まえ、想定される輸送役務の概算見積が示されているか。	40	
	輸送役務契約に係る運航計画	★	①輸送役務契約に関する効率的な運航計画が示されているか。 ②効率的な運航計画を実現するための具体的な工夫等が示されているか。 ③事業期間を通じて運航経費を節減するなど効率的に実施するための方策が示されているか。 ④運航経費を節減するための具体的な工夫等が示されているか。	40	

別紙第2 (6/6)

大項目	中項目	重視項目	評価の基準	配点 (点)	
F 民間収益事業	民間収益事業の実施方針		①民間収益事業に関する実施方針が示されているか。 ②民間収益事業を安定的かつ継続的に実施するための具体的な取組について示されているか。 ③P F I 本事業と一体的に実施し、かつ本事業船舶及び船員の特徴や利点、優位性を活かした民間収益事業の実施方針が示されているか。 ④民間収益事業を円滑に実施するための体制に関する方針が示されているか。	26	130
	民間収益事業の実施計画		①事業期間を通じて民間収益事業を積極的に実施するため、全体の実施計画が示されているか。 ②民間収益事業として想定される利用用途や頻度、体制等の具体的な実施計画が示されているか。(事業期間における民間収益事業の売上額(税抜)について示すこと。) ③民間収益事業の実施頻度を高めるための具体的な営業活動の計画が示されているか。 ④民間収益事業の収益性や利益率を高めるための具体的な工夫や営業活動の計画が示されているか。	26	
	民間収益事業の実現可能性担保		①F-1実施方針、F-2実施計画に基づく民間収益事業の実現を担保するため、具体的な実績が示されているか。 ②想定している民間収益事業について、具体的な根拠が示されているか。 ③想定している民間収益事業について、実現性を高めるための具体的な条件が示されているか。 ④民間収益事業の実現可能性を高める工夫が示されているか。	26	
	本事業とのリスク分離		①民間収益事業が本事業やS P Cに対して想定されるリスクを具体的に示されているか。 ②リスク顕在時のバックアップ体制を具体的に示されているか。 ③民間収益事業が本事業やS P Cの財務等に影響を及ぼさないリスク分離方策が示されているか。 ④民間収益事業が本事業やS P Cの財務等に影響を及ぼさないリスク軽減方策が示されているか。	26	
	その他の推進施策		①円滑な民間収益事業の実施にあたり幅広いステークホルダー(関係者)等との調整における工夫が示されているか。 ②民間収益事業を通して船員の教育や経験、能力向上にも寄与する取組が示されているか。 ③民間収益事業実施中に防衛省ニーズによる緊急輸送等が生じた場合の処置要領を具体的に示されているか。 ④民間収益事業相手方企業との契約にあたっての取り決め要領(契約基準の一例等)の一例が示されているか。	26	
G ワーク・ライフ・バランス等	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		女性活躍推進法、次世代法、青少年雇用促進法に関する具体的な取り組みの確認(認定の取得状況等)が提示されているか。	10	60
	賃上げを実施する企業に対する評価		賃上げに関する表明書を提示されているか。	50	
	賃上げ未実施の企業に対する減点措置		減点措置の対象者として財務省から通知を受けた者。	(-51)	
合 計				990	